

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和元年12月10日 13時50分ごろ
発生場所	愛知県南知多町篠島南西方沖 篠島港西防波堤灯台から真方位202° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 39.6′ 東経136° 59.4′)
事故の概要	プレジャーボートラメールは、北進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和元年12月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ラメール、6.1トン
船舶番号、船舶所有者等	240-65116愛知、株式会社オフィスカコ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損、アンカーロープ及び枠綱に切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、約18ノットの対地速力で北進中、船長が、左舷船首方にはブイは認められず、右舷船首方に認めたブイ（以下「本件ブイ」という。）をのり養殖施設の南西端を示すブイ（以下「南西端ブイ」という。）であると思い、このブイの西側を航行し続けたところ、本件ブイと南西端ブイとの間を同施設に向かう針路で同施設に進入し、プロペラ翼がのり網に接触した。</p> <p>船長は、事前にGPSプロッターにのり養殖施設の位置情報を入力するなどして同施設の位置を確認せず、目視のみで見張りを行い、本件ブイの西方にあった南西端ブイに気付かず、また、本件ブイを南西端ブイと同じ形状であったので、誤認したと本事故後に思った。</p> <p>本件ブイと南西端ブイの間隔は、約250mであった。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、本件ブイを認めた際、左舷船首方には他のブイは認めず、本件ブイを南西端ブイであると思い、航行を続けたことから、本件ブイと南西端ブイとの間をのり養殖施設に向かう針路で同施設に進入し、同施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が北進中、船長が、本件ブイを認めた際、左舷船首方には他のブイは認めず、本件ブイを南西端ブイであると思い、航行を続けたため、本件ブイと南西端ブイとの間をのり養殖施設に向かう

	針路で同施設に進入し、同施設が損傷したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、ふだん航行する海域であっても目視のみの見張りに頼らず、事前に漁具等の位置情報を入力して表示させたGPSプロッター等を活用して船位及びのり養殖施設の場所を確認し、航行すること。